

# 事務局規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人岡山 NPO センター(以下「この法人」という。)定款第20条第2項の規定に基づき、この法人の事務処理の基準その他の事務局の組織及び運営に関し必要な事項を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

## 第2章 組織

(事務局)

第2条 事務局に、総務部及び事業部を置く。

2 各部の分掌は、別紙の「業務の分掌」に定める。

## 第3章 職制

(職員等)

第3条 事務局には、次に掲げる職員を置く。

- (1) 事業部長
- (2) 総務部長
- (3) 所長
- (4) センター長
- (5) 副センター長
- (6) 主任
- (7) アドバイザー
- (8) スタッフ

2 代表理事は、前項に規定する職制のほか、必要に応じて職員の職務を設けることができる。

## 第4章 職責

(職員の職務)

第4条 この法人の職員の職務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 事業部長は、代表理事の命を受けて、各事業を統括する。
- (2) 総務部長は、代表理事の命を受けて、事務局の事務を統括する。
- (3) 所長は、事業部長の命を受けて、各センターの業務を行う。
- (4) センター長、副センター長及び主任は、所長の命を受けて、各センターの業務を行う。
- (5) アドバイザー及びスタッフは、上長の命を受けて、担当の業務を行う。

(職員の任免及び職務の指定)

第5条 職員の任免は、代表理事が行う。

2 職員の職務は、代表理事が指定する。

## 第5章 事務処理

(事務の決裁)

第6条 事務に関する事項は、原則として担当者が文書によって立案し、各センターの所長及び総務部長の決裁を受けて施行する。ただし、重要な事務は、代表理事若しくは理事会の決裁を経なければならない。

(代理決裁)

第7条 決裁権者が出張等により不在である場合において、特に緊急に処理しなければならない決裁文書は、決裁権者があらかじめ指定する者が決裁することができる。

2 前項の規定により代理決裁した者は、事後速やかに決裁権者に報告しなければならない。

(規格外の対応)

第8条 本規程以外の事務局に関する事項で、文書に関する事項は、別に「文書管理規程」に定める。

(細則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

## 附 則

この規程は、令和2年10月7日から施行する。(令和2年第4回理事会議決)

## 別紙 業務の分掌

総務部
1 理事会及び評議員会運営
2 資金管理、経理並びに予算策定及び管理
3 事務局運営における総合調整
4 人事及び労務
5 コンプライアンス及びリスク管理関係(コンプライアンス委員会の運営を含む)
6 内部通報窓口
7 規程類の制定及び改廃
8 購買その他の内部システム関係
9 資金分配団体に対する監督
10 その他上記に関連する事項

事業部
1 資金分配団体の選定及び助成
2 継続的進捗管理並びに成果評価の点検及び検証
3 制度全体の評価
4 非資金的支援及び企業等との連携支援
5 システム構築及び運用
6 研修(資金分配団体、実行団体等向け)
7 その他上記に関連する事項